

**【尼崎市国民健康保険特定保健指導完了率向上に向けた保健指導及び
未利用勧奨業務委託に係る公募型プロポーザル】質問及び回答**

番号	資料名称	質問事項（原文のまま記載）	回答
1	仕様書	令和 6 年度特定保健指導該当者数のうち、以下指導実施場所の内訳をご教示ください。 ・対象者の自宅での面談 ・委託者が指定する場所での面談 ・受託者が準備する会場での面談 ・ICT での面談 等	実施場所ごとの集計を行っていません。令和 6 年度は、初回面接の支援形態は訪問が望ましいとしていました。また、ICT の活用については令和 8 年度から開始予定としています。
2	仕様書	令和 6 年度実績として、動機づけ支援、積極的支援それぞれの実施人数についてご教示ください。 また、電話勧奨及び文書による勧奨の実施人数をご教示ください。	令和 6 年度法定報告値（初回保健指導利用者数）を参考にしてください。 動機付け支援 618 人、積極的支援 165 人。 また、令和 6 年度特定保健指導該当者のうち、未利用勧奨対象者は 875 人です。 (上記人数は直営も含まれます。)
3	仕様書	「委託者が作成した対象者一覧を受託者が受理後 1 ヶ月以内を基本」と記載がありますが、初回のデータ受領時期は何月頃を想定されていますでしょうか。	特定健康診査を受診した 2 か月後に特定保健指導利用券を送付するため、令和 7 年度受診者も対象に含みます。そのため、4 ～ 5 月頃を想定しています。
4	仕様書	保健指導の実施場所に対象者の自宅を含めることは必須でしょうか。	対象者との調整で訪問を希望される場合に対応できるよう、必須となります。
5	仕様書	チャット支援として LINE を使用することは可能ですか。	対象者本人の同意があれば差し支えありません。ただし、使用については協議のうえとなります。
6	仕様書	「特定保健指導利用勧奨チラシを委託者と協議したうえで作成し、封書で発送する」と記載がありますが、特定保健指導利用勧奨チラシの仕様について、指定はございますでしょうか。 また、封筒は受託者が作成するという認識でよろしいでしょうか。	対象者へ特定保健指導対象であることを通知する点において、個人情報に配慮した方法をご検討ください。チラシの仕様については 7 番の回答を参照ください。 また、封筒を使用する際は受託者でご準備ください。

7	仕様書	特定保健指導利用勧奨チラシについて 様式に規定はありますか。(サイズ・カラーの有無・両面/片面等)	協議のうえ決定となります。カラー印刷、A4用紙両面1枚程度までを想定しています。
8	仕様書	特定保健指導利用券の回収は必須ですか。(ご本人が失くされた・忘れられた場合や遠隔面接の場合等、委託業者の不備ではなく回収できない状況での代替案はございますか。)	対象者が特定保健指導利用券(以下「利用券」という。)を紛失している場合、再発行が可能です。 また、利用券送付時に返信用封筒を同封しています。対面面接時に持参しない、または遠隔面接で回収できない場合は、委託者へ返送するよう対象者にお伝えください。
9	仕様書	特定保健指導における対面・ICT(電話・オンライン等)の昨年度実績比率について把握している数値があればご提示ください。	実績比率は集計していませんが、対面、電話が中心となっています。
10	仕様書	健診データの提供形式(CSV、XML等)、提供タイミング、提供方法(メール、クラウド共有、物理媒体等)の詳細をご教示ください。	Excelファイルとなります。健診受診から2~3か月後を目安に、月1回提供予定です。提供方法については、11番の回答を参照ください。
11	その他	電子データの授受方法について、LG-WAN(クラウド型ファイル転送システム)の使用は可能でしょうか。	可能です。ShareRay(ファイル共有サービス)を用いて提供予定です。
12	その他	昨年度の契約金額について、ご教示ください。	昨年度は保健指導種別ごとの単価契約であり、1件当たり(令和6年度特定保健指導対象者)訪問支援11,000円、個別支援8,000円、電話支援6,200円、電子メール・チャット等支援100円となっています。(今回の仕様書とは異なります。)
13	その他	見積書内訳の各件数について、ご教示ください。 (仕様書P2上部、「表:令和6年度特定保健指導該当者数(参考)」の件数での積算でよろしいでしょうか。)	令和6年度特定保健指導該当者数は、特定保健指導の対象となる者の参考であり、未利用勧奨から初回保健指導へつながる実施率等を勘案しご検討ください。

14	その他	進捗状況等の報告/協議について想定されている報告回数・報告時期はございますか。	年度当初の打ち合わせ、年度末の実績報告の2回を想定しています。令和8年度は、委託開始3か月後に実施状況について協議の場を設定したいと考えています。 また、協議が必要な場合は上記に加えて実施となります。
15	その他	事業者登録番号は貴市ホームページ内の「令和6・7年度登録業者名簿」の「整理番号」の記載でよろしいでしょうか。	「令和6・7年度登録業者名簿」の「整理番号」を記載ください。